

国の保育所徴収金(保育料)基準額表【平成26年度まで】

資料2-4

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			徴収金(保育料)基準額(月額)			
階層区分	定義		0歳児の場合	1、2歳児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円	0円	0円	0円
第2階層	第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000円	9,000円	6,000円	6,000円
第3階層		市町村民税課税世帯	19,500円	19,500円	16,500円	16,500円
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円未満	30,000円	30,000円	27,000円 (保育単価限度)	27,000円 (保育単価限度)
第5階層		40,000円以上	44,500円	44,500円	35,510円 (保育単価限度)	29,380円 (保育単価限度)
		103,000円未満			41,500円	41,500円
第6階層		103,000円以上	61,000円	61,000円	35,510円 (保育単価限度)	29,380円 (保育単価限度)
		413,000円未満			58,000円	58,000円
第7階層		413,000円以上	80,000円 (保育単価限度)	80,000円 (保育単価限度)	35,510円 (保育単価限度)	29,380円 (保育単価限度)
		734,000円未満			77,000円	77,000円
第8階層		734,000円以上	104,000円 (保育単価限度)	81,610円 (保育単価限度)	35,510円 (保育単価限度)	29,380円 (保育単価限度)
			104,000円	101,000円	101,000円	

◆坂井市の現行保育料と国の基準額との比較表

階層区分		3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		金額	国基準額との比較	金額	国基準額との比較	金額	国基準額との比較
第1階層 (生活保護世帯等)		0 (0)	—	0 (0)	—	0 (0)	—
第2階層 (市民税非課税世帯)	母子世帯等	0 (9,000)	—	0 (6,000)	—	0 (6,000)	—
	上記以外	6,000 (9,000)	0.667	4,000 (6,000)	0.667	4,000 (6,000)	0.667
第3階層 (市民税課税世帯)	母子世帯等	11,000 (19,500)	0.564	9,000 (16,500)	0.545	9,000 (16,500)	0.545
	上記以外	13,000 (19,500)	0.667	11,000 (16,500)	0.667	11,000 (16,500)	0.667
第4階層 (所得税40千円未満)		21,000 (30,000)	0.700	18,000 (27,000)	0.667	17,000 (27,000)	0.630
第5階層 (所得税40千円以上103千円未満)		29,000 (44,500)	0.652	25,000 (35,510)	0.704	24,000 (29,380)	0.817
第6階層 (所得税103千円以上413千円未満)		38,000 (61,000)	0.623	31,000 (35,510)	0.873	28,000 (29,380)	0.953
第7階層 (所得税413千円以上734千円未満)		46,000 (80,000)	0.575	34,000 (35,510)	0.957	30,000 (29,380)	1.021
第8階層 (所得税734千円以上)		— (81,610)	—	— (35,510)	—	— (29,380)	—

※1 () は国の基準額

※2 は国の基準額を超えている階層

1号認定の子どもの国の幼稚園徴収金(保育料)基準額表【平成27年度から】

階層区分	現行			改正後	
	定 義	3歳以上児		定 義	3歳以上児
		公立	私立		私立
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	生活保護世帯	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む 推定年収～270万円)	4,900円	9,100円	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	9,100円
第3階層	市町村民税所得割課税額 77,100円以下(推定年収～360万円)	6,500円	16,100円	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円
第4階層	市町村民税所得割課税額 211,200円以下(推定年収～680万円)	6,500円	20,500円	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	20,500円
第5階層	市町村民税所得割課税額 211,201円以上(推定年収680万円～)	6,500円	25,700円	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	25,700円

※公立幼稚園の利用者負担については、施設型給付費の財源のすべてが市町村の公費負担となるものであることなどを踏まえ、国としての公定価格や利用者負担基準を定めることは予定していない。

2号認定の子どもの国の保育所徴収金(保育料)基準額表【平成27年度から】

階層区分	現行		改正後		
	定 義	3歳以上児	定 義	3歳以上児	
				保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	生活保護世帯	0円	0円
第2階層	第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	6,000円	市町村民税非課税世帯	6,000円
第3階層		市町村民税課税世帯	16,500円	市町村民税課税世帯(所得税非課税世帯)	16,500円
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円未満	27,000円 (保育単価限度)	所得割課税額97,000円未満	27,000円 (給付単価限度)
第5階層		40,000円以上	29,380円 (保育単価限度)	所得割課税額169,000円未満	29,380円 (給付単価限度)
第6階層		103,000円未満	41,500円		41,500円
		103,000円以上	29,380円 (保育単価限度)	所得割課税額301,000円未満	29,380円 (給付単価限度)
第7階層		413,000円未満	58,000円		58,000円
		413,000円以上	29,380円 (保育単価限度)	所得割課税額397,000円未満	29,380円 (給付単価限度)
第8階層		734,000円未満	77,000円		77,000円
		734,000円以上	29,380円 (保育単価限度)	所得割課税額397,000円以上	29,380円 (給付単価限度)
		101,000円		101,000円	99,400円

※各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分で判定

3号認定の子どもの国の保育所徴収金(保育料)基準額表【平成27年度から】

階層区分	現行		改正後		
	定 義	3歳未満児	定 義	3歳未満児	
				保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	生活保護世帯	0円	0円
第2階層	第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000円	市町村民税非課税世帯	9,000円
第3階層		市町村民税課税世帯	19,500円	市町村民税課税世帯(所得税非課税世帯)	19,500円
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円未満	30,000円 (保育単価限度)	所得割課税額97,000円未満	30,000円 (給付単価限度)
第5階層		40,000円以上 103,000円未満	44,500円 (保育単価限度)	所得割課税額169,000円未満	44,500円 (給付単価限度)
第6階層		103,000円以上 413,000円未満	61,000円 (保育単価限度)	所得割課税額301,000円未満	61,000円 (給付単価限度)
第7階層		413,000円以上 734,000円未満	80,000円 (保育単価限度)	所得割課税額397,000円未満	80,000円 (給付単価限度)
第8階層		734,000円以上	81,610円 (保育単価限度)	所得割課税額397,000円以上	81,610円 (給付単価限度)
		104,000円	104,000円	102,400円	

※各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分で判定